

総務委員会記録

令和5年3月20日開催

- 1 日 時 令和5年3月20日(月) 9:58~13:25
- 2 場 所 委員会室
- 3 出席委員 久米委員長 水谷副委員長
山崎委員 幸坂委員 住友利広委員 小野委員
沢本委員 佐々木委員
- 4 欠席委員 福谷委員
- 5 正副議長 藤本議長
- 6 委員外議員 住友進一議員 奥田議員
- 7 出席理事者 表原市長 山本副市長
岡田企画部長 吉積総務部長 岡部危機管理部長
木本会計管理者 町田消防長 中川消防次長
大田消防本部参事 松田消防署長 佐坂秘書広報課長
荒井人事課長 東企画政策課長
吉岡行革デジタル戦略課長 横手ふるさと未来課長
田中総務課長 山崎財政課長 清水税務課長
川端危機管理課長 小原会計課長 田中消防総務課長
武田第一消防課長 六浦第三消防課長
手塚選挙管理委員会事務局長 倉野監査事務局長
山田ゼロカーボン推進室長 他
- 8 事務局 阿部議会事務局長 新田課長補佐 天川主査
- 9 傍聴者 0名
- 10 記者席 1名

【 会議の概要 】

開 会 9 : 5 8

久米委員長 おはようございます。少し早いですが、委員さん、全員お揃いでございますので、ただ今より総務委員会を開催させていただきます。

まずもって、桑村政策監の御冥福を心からお祈りいたします。また、卒業式、卒園式も滞りなく終わりました。本年度、あと10日を残すところでございます。今日は常任委員会、最後の総務委員会でございます。どうか、委員はじめ理事者の皆さん方にも御協力をいただきまして、最終の委員会が滞りなく終わることを御期待いたすところでございます。よろしくお祈りをいたします。

本日、欠席の通知がありましたのは福谷委員であります。

それでは、理事者を代表して表原市長に御挨拶をいただきたいと思います。表原市長。

表原 市長 改めまして、おはようございます。先ほどは大変お世話になりました、ありがとうございます。それに引き続きまして総務委員会を開催いただき、本当にありがとうございます。

早速ではございますけれども、本日の総務委員会に提案させていただきます案件につきましては、条例の制定案2件、条例の一部改正案5件、令和4年度一般会計補正予算案1件、令和5年度一般会計及び特別会計予算案3件、新たに生じた土地の確認について1件、字の設定について1件の計13件でございます。詳細につきましては関係課長から御説明を申し上げますが、御提案申し上げました案件につきましては、御審議のうえ、御承認を賜りますようお願いを申し上げます。甚だ簡単ではございますが、総務委員会開会に当たりましての御挨拶に代えさせていただきます。最後までどうぞよろしくお願いいたします。

久米委員長 ありがとうございます。

本委員会に付託されております案件は、市長提出議案13件の審査であります。議案の審査に入る前にお願いを申し上げます。理事者の方は自己紹介をしていただきましたら、議案説明は着座して行っていただいて結構です。また、委員の方には、質疑のある場合は挙手をしていただきますようお願いいたします。それでは、議案の審査に入ります。

第1号議案 阿南市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

久米委員長 まず『第1号議案 阿南市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について』を議題といたします。理事者の説明を求めます。田中総務課長。

【理事者説明 田中 総務課長】

久米委員長 理事者の説明が終わりましたので、これより質疑に入りたいと思います。

質疑ありませんか。佐々木委員。

佐々木委員 この条例で、第3条で「本人の性自認又は性的指向に関する事項を内容とする記述等」というのがありまして、これがどういうところのどういう記述なのかというのと、性別を書くようなところですか。あと、本人の性自認、性的指向が、その申請者からとかの記述だけでそこを書くということができるとかを教えてもらいたいです。

それと、第6条で「開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため」というので、その手続きにちょっと大変さがあった場合という表記があるのですが、例えば、著しく大量であったらという、その具体的な表現というんですか、どういうことを想定しているのでしょうか。「相当の部分につき」とか、「相当の期間内に」という表現がちょっとわかりにくいので教えていただきたいと思うのと、あとは、第3条の4になりますか、4の2行目にある「旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項」、これを出してはいけませんよ、罰金ですよということですが、その個人の秘密に属する事項というのが、いろんなものがいっぱいあるとは思いますが、この「個人の秘密に属する」という表現が何かちょっとわかりにくい部分があるので、そこも解説をお願いできたらと思います。まず、それをお願いします。

久米委員長 田中総務課長。

田中 課長 失礼させていただきます。まず、要配慮個人情報のことについてお聞きされたと思いますが、これまで個人情報の取り扱いは、地方公共団体はその自治体の個人情報保護条例、国の行政機関は行政機関個人情報保護法で、独立行政法人や民間の事業者はそれぞれの機関を対象とする法律や条令によってその取り扱いは別々に規定されておりました。個人情報の保護に関する法律が改正され、これまで別々であった個人情報の取り扱いに関する規定が一本化されることになり、令和5年4月からは改正法の規定が全国共通のルールとして、阿南市も適用されることとなります。これは先ほど、ちょっと御説明したとおりなんですけど。

個人情報の取り扱いに関する規定が一本化されますが、国、県、市町村などでは取り扱う事務がそれぞれ違うことから、市町村においては地域の特性、その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見、その他の不利益が生じないように、その取り扱いに特に配慮する個人情報を新たに条例要配慮個人情報と定義し、これを定め、条例で定めることができるようになったと。

国の個人情報保護に関する保護制度の見直しに関するタスクフォースの最終報告では、条例要配慮個人情報に想定される情報としてLGBTに関する情報などがあり、LGBTに関しては、本市では性自認、または性的指向による差別的取り扱いを受けないことを基本理念の一つに掲げ、令和4年度からはパートナーシップ、ファミリーシップ制度を導入し、性別にとらわれず、多様性を重視した豊かで活力ある社会の実現に向けて取り組んでおります。

ということで、どういったかたちでそれをするかということなんですけれども、先ほども申しましたように、パートナーシップ、ファミリーシップの届け出が当然、あった時点で、このLGBT、個人情報に関する事実

があったということになるかと思うんです。

それと、開示請求の対象文書を開示するのに1年かかるような場合、これが大量にあるというような場合ですね。開示できる部分から開示をしていくというかたちになるかと思われます。

最後、個人情報の保護に関する法律では、知られたくない情報が個人情報に、社会的身分であるとか、病歴であるとか、犯罪の経歴なんかが秘密の部分ということになるかと思えます。以上でございます。

久米委員長 佐々木委員。

佐々木委員 個人の秘密に属するという部分についてはわかったような気がします。その説明でいいかなと思いますが、先の2点ですね。「著しく大量であるため」という表現の、その大量ということとか、開示ができないくらい、「44日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には」と書いてあって、そんなに大量な個人情報の開示請求があつたりするのかと、どういう例があるのかなと単純にまず思ったのですが、そここのところが全く分かりません。

それと「本人の性自認又は性的指向に関する事項を内容とする記述等とする。」というところでLGBTの方の秘密を守るというのはすごく、もちろん大切なんですけど、申請とか、そういうことに関しては、個人が、私はそうなんだということの申請でもういいということなんですかね。ちょっとそこら辺がわからないのですが。

久米委員長 田中総務課長。

田中 課長 佐々木委員の質問に御答弁申し上げます。

阿南市のパートナーシップ、ファミリーシップ制度というのがございます。この中で、先ほどいわれたような性自認とか性的指向の関係で、本来であれば、そういうことによって本来受けられるべきような権利が受けられない場合というようなことで、それを届け出して承認するような制度がございます。まずは届け出をしていただいて、承認して、その時点が個人情報が発生する時点ということになるかと思われます。以上でございます。

久米委員長 佐々木委員。

佐々木委員 では、その「著しく大量」について、例があるなら説明いただけたらありがたいです。

久米委員長 田中総務課長。

田中 課長 過去そういった事例はございません。先ほどいったように想定されるものとして開示請求の対象文書を開示するのに1年以上かかるような場合で、対象文書の開示に時間を要するようなものというのを想定しております。

久米委員長 よろしいですか。

佐々木委員 はい。

久米委員長 ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

久米委員長 ほかに質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
これより、第1号議案を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

久米委員長 御異議なしと認めます。よって、『第1号議案 阿南市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について』は原案のとおり可決されました。

質 疑 終 了 ・ 採 決
全 会 一 致 ・ 原 案 の と お り 可 決

第2号議案 阿南市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について

久米委員長 次に『第2号議案 阿南市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について』を議題といたします。理事者の説明を求めます。吉岡行革デジタル戦略課長。

【理事者説明 吉岡 行革デジタル戦略課長】

久米委員長 理事者の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

久米委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
これより、第2号議案を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

久米委員長 御異議なしと認めます。よって、『第2号議案 阿南市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について』は原案のとおり可決されました。

質 疑 終 了 ・ 採 決
全 会 一 致 ・ 原 案 の と お り 可 決

第5号議案 阿南市情報公開条例の一部改正について

第6号議案 阿南市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

久米委員長 次に『第5号議案 阿南市情報公開条例の一部改正について』と、『第6号議案 阿南市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について』を一括して議題といたします。理事者の説明を求めます。田中総務課長。

【理事者説明 田中 総務課長】

久米委員長 理事者の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございますか。住友利広委員。

住友利広委員 ちょっとお聞きしたいのですが、色々な条件等が、新しいところでは削除というか、削ることになっていると思います。私は制約をつけたらいいのではと思うところが多々ございますけれども、こういう方向でいいのではないかと思います、1点だけ。

最後に、公文書の開示請求にかかる手数料、ここが無料とするということで、今まではそれぞれに開示の請求手数料が書かれていたのですが、これは全て無料ということなんですか。そういう方向でいくのですか。これだけお聞きをいたします。

久米委員長 田中総務課長。

田中 課長 総務課、田中でございます。

開示にかかる手数料につきましては、ここにあるように、現在のものから無料になるということでございます。ただ、写しの交付に関する費用については、これはやっぱり、どうしてもページ数等との関係もございますので、それについては実費をいただくという規定になっております。以上でございます。

久米委員長 住友利広委員。

住友利広委員 皆さんがそういう方向でいいのであればそれでもいいのですが、私、この開示の5条につきましても、結局、範囲を決めないで、県外からいくらでも情報が取れるようになると、そういうことも含めるし、また、開示が、先ほども前のであったんですが、誰も彼もが情報が取れるようになると。

やはり金額もある程度は、重要な点は重要なように高めにしておく、事務が大変だろうと思いますよ、これからこのようになると。そう思いますので、よく考えて施行していただくようお願いをしたいと思います。反対ではないのですが、またお考えをいただけたらと思います。終わります。

久米委員長 住友委員は、反対ではないけど要望ということですか。

住友利広委員 はい。

久米委員長 反対ではないということは、賛成ということですね。

住友利広委員 賛成です。

久米委員長 ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

久米委員長 ありませんね。これで質疑を終結いたします。
これより、第5号議案を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

久米委員長 御異議なしと認めます。よって、『第5号議案 阿南市情報公開条例の一部改正について』は原案のとおり可決されました。

質 疑 終 了 ・ 採 決
全 会 一 致 ・ 原案のとおり可決

久米委員長 続いて、第6号議案を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

久米委員長 御異議なしと認めます。よって、『第6号議案 阿南市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について』は原案のとおり可決されました。

質 疑 終 了 ・ 採 決
全 会 一 致 ・ 原案のとおり可決

第8号議案 阿南市税条例等の一部改正について

久米委員長 続いて『第8号議案 阿南市税条例等の一部改正について』を議題といたします。理事者の説明を求めます。清水税務課長。

【理事者説明 清水 税務課長】

久米委員長 理事者の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。住友利広委員。

住友利広委員 先ほどもそうなのですが、督促というのは、忘れていて、それで事務がかかるので100円ぐらいの督促料を支払うと、私はそう理解していたんです。督促の手数料も払わない、それからいろんなものが無料になる。これで事務処理はやっていけるんですかね。1回、お聞きします。

久米委員長 清水税務課長。

清水 課長 住友利広委員の御質問にお答えします。
住友委員御指摘のとおり、督促状を発送する際の手数料として、今まで実費として100円程度かかるということで、100円をいただいております。今後は、その100円の費用対効果等が合わないということで廃止させていただくんですが、当然、督促状は引き続き、送ります。それによって滞納処分が始まるわけなので、督促状を送りまして、滞納処分をしっかりやっていくことによって、税を逃れる者等をなくしていきたいと考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

久米委員長 住友利広委員。

住友利広委員 督促100円をいただくために、それぞれ手間はかかるのはわかるんです。努力して、督促を出さないでいように皆さんに周知する、これもわかります。しかし、ここに、2条に「督促状をやむを得ない理由があるときは認める」ということがあるんですね。「この限りでない」といって「100円を取らない」と書いてあるんです。こういう文書までも、みんな削除するのはいかなものかなと思うんです。書いておいて、それで、それぞれの立場によって免除しますよというのであればわかりますが、何もかも無料にするということを書いておいたら、何かわからないけど、阿南市が回っていくのかなと、そういう懸念がしますので、なるべく、やはり税は公平に負担すべきと思うし、また、必要なものは税として取っていくべきだと、こういう方針で私はおりますので、また相談をしていただいて、ぱっと見たら、いいように思うようなことですが、後々、困るかもわかりませんので、よくお考えをいただきたいなど。ただし、出されたものについては賛成をいたします。

久米委員長 ちょっと小休します。

小休 10:48～10:48

久米委員長 再開します。山崎委員。関連質問。

山崎 委員 一般質問でもしようと思っていたんですが、多分、これも関係していると思う。現金主義で納付していたときは、今までは、そういう督促手数料を取るということが可能だったんですが、今、聞いて恥ずかしいのですが、クレジット機能で税金を払うというケースがあったら、もとの督促状なしで払う場合に、ふっと、そのまま機械に入っていくんでしょう、現実には。100円プラスされずに。今、現実には銀行の窓口で、銀行の職員さんがプラス100円と書いて、納付書を書き変えて納付するというのが現実の仕事です。それが、多分、ポイントとかクレジット機能が入って、決済が一瞬の間にできてしまって、100円を足すという行為が現実には、金融機関の窓口ができないということなんですね。そのために、それに対応するために条例改正をしていると受け取ったらいいいんですね、その点。

久米委員長 山崎委員がわかりやすく説明してくれたんですが、住友利広委員、それでよろしいですか。

住友利広委員 わかりやすい説明、ありがとうございます。私、そういうところがちょっと抜けていまして、オンラインで100円入れるという、その手数料のほうは逆に手間がかかるんだと、よくわかりました。ありがとうございます。

久米委員長 ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

久米委員長 なしということで、質疑を終結いたします。
これより、第8号議案を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

久米委員長 御異議なしと認めます。よって、『第8号議案 阿南市税条例等の一部改正について』は原案のとおり可決されました。

質 疑 終 了 ・ 採 決
全 会 一 致 ・ 原 案 の と お り 可 決

第9号議案 阿南市行政財産使用料条例等の一部改正について

久米委員長 次に『第9号議案 阿南市行政財産使用料条例等の一部改正について』を議題といたします。理事者の説明を求めます。吉岡行革デジタル戦略課長。

【理事者説明 吉岡 行革デジタル戦略課長】

久米委員長 理事者の説明が終わりました。
山崎委員から質問、通告がありますので、山崎委員。

山崎 委員 第9号議案については、手数料の減免、免除とか、そういう案件の議案だと思えます。それで、ちょっとお伺いをいたしますが、富岡町の海運会社さんから寄付をいただいて、駐車場で今、利用させていただいている分について、あの駐車場代は1台いくらで今っているか。規定のとおりということだったんですが、まずその金額から確認させてください。

久米委員長 田中総務課長。

田中 課長 山崎委員から御質問があった昔のセイドー前、阿南市富岡町あ石の駐車場の賃料の積算根拠について御説明いたします。

阿南市の公有財産の取得、管理、処分などについては、法令や条例に定めがあるものを除き、阿南市公有財産規則において、その取り扱いが定められております。御質問の駐車場などで、土地のみを使用する場合の貸付料は、同規則第28条第1項第1号によって算式が定められており、1平方メートル当たりの時価に使用面積をかけて、さらに100分の3をかけたものが年間の貸付金額となります。当該土地の令和3年度における固定資産評価額は、1平方メートル当たり3万939.6円となっており、時価は固定資産評価額を0.7で割り戻した額となることから、当該土地は1平方メートル当たり4万4,199.43円の時価となります。また、当該駐車場の全体面積は676.85平米で、31台分の駐車スペースがあることから、1台当たりの貸付面積は、共用部分も含めて約21.83平米となります。

これらで計算すると当該駐車場の1台当たりの貸付料は年間2万8,946円となり、ひと月当たりの貸付料は約2,412円となります。令和4年度についてはこの金額で貸し付けを行っております。以上でございます。

久米委員長 山崎委員。

山崎 委員 私も最初、規定に基づいて、という説明を受けていたのですが、数字を金額で聞きますと、ちょっと、今までこの条例で、公共性のあるものとか、そういった方に貸すのはそれでいいと思うんです。駐車場に関しては、会社とか商売をされている方が借りられている。それに対する金額としてはちょっと安いのではないかと。周辺で駐車場を貸し出ししている人は、固定資産税を払うために生活している方がいらっしゃいます。その人たちにとっては、ある意味、営業妨害という見方もできます。私は、条例で決まっているからこれで貸しましたというのではなく、利益を生むようなところに対しては、きちんとそういう対応を取っていかなければいけない。私は

条例のほうが間違っているのかなど。あまりにも、乖離の幅が大きい。

今、商工会議所の前がワンコインで、確認したら1日290円だそうですね。300円としても、ひと月、20日で借りると6,000円ですよ。富岡町内でも、舗装のないところを貸しているケースは4,000円とか聞きます。ちょっと調査をすれば、わかると思うが乖離幅が大きい。我々、市民からいわれて答えようがないんですよ。「何でそんなに現実の地価と駐車場代と、市が貸すのはそんなに安くなるの」と。やっぱりそこは原価主義で計算するからそうなる。商売人の方は営業利益を乗せて貸すわけですから、やはりこれは改善すべき必要が大いにあると思うんですが、この点はどうですか。

久米委員長 田中総務課長。

田中 課長 山崎委員の御質問にお答えいたします。

山崎委員から御指摘のあったように、近隣の駐車場の賃料に比べ、市の駐車場の賃料が安いというのは認識しております。それで、先ほど規則の説明をさせていただいたのですが、それにはちょっと続きがございまして、貸付料については先ほど説明した算定方法のほかに、一般競争入札や指名競争入札の方法により貸付料を定めることができとなっておりますので、今後、一般競争入札等を用いた貸付などを検討してまいりたいと考えております。以上です。

久米委員長 山崎委員。

山崎 委員 多分、契約されていると思いますので、期限がまさか5年とか、そんな長い契約になっていないとは思いますが、1年更改だったら、そのときに見直しをして適正価格にしないと、やはり公共のものを使っているものについては、私は結構だと思うんです。しかし、利益を生む可能性がある業種については適正価格でいってもらわないと、周辺の、固定資産税を払っている人から見れば、やはり営業妨害だと、そのように感じますので、早急に手続きを取っていただきたい。契約の更改のときにね。途中で解約はできないと思いますので。以上、お願いしておきたいと思います。

久米委員長 第9号議案に関連して、山崎委員さんからの質問、また要望について御検討されますようお願いしておきます。

ほかに御質問はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

久米委員長 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

よって、これより、第9号議案を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

久米委員長 御異議なしと認めます。よって、『第9号議案 阿南市行政財産使用料条例等の一部改正について』は原案のとおり可決されました。

質 疑 終 了 ・ 採 決
全 会 一 致 ・ 原 案 の と お り 可 決

久米委員長　　ここで15分間、休憩いたします。11時20分から再開いたします。

休憩　11:05～11:18

久米委員長　　休憩前に引き続き、会議を開きます。

第15号議案　阿南市消防団条例の一部改正について

久米委員長　　次に『第15号議案　阿南市消防団条例の一部改正について』を議題といたします。理事者の説明を求めます。中川消防次長。

【理事者説明　中川　消防次長】

久米委員長　　理事者の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。佐々木委員。

佐々木委員　　ちょっと質問させてください。

その出勤報酬の額、日額というところで、災害、警戒の場合とか、4時間以上で8,000円、4時間未満で4,000円という、時間的にいったらちょっと差で倍違うということで、この決め方というんですか。報酬の額を上げるのはいいと思うんですけど、この決め方に関しては、例えば国の例とか指導とか、そういうのがあるのでしょうか。

それと、こう決めた場合、今まで、例年の例からいったらどれぐらいの費用が発生するようになるのでしょうか。以上、お願いします。

久米委員長　　中川消防次長。

中川　次長　　消防次長の中川です。佐々木委員さんからの御質問に御答弁申し上げます。

まず初めに、先ほど提案いたしました日額等の決め方についてでございますが、先ほど、概略等の御説明の中で説明させていただきましたとおり、年額報酬及び出勤報酬手当の額等につきましては「総務省消防庁が消防団員の充実強化に向けた重点項目の一つに掲げられた報酬等の処遇改善で検討された消防団員の報酬等の基準による基準額といたしております」と御説明をさせていただきました。日額等、4時間、半日等々につきましても、基準どおりの改定とさせていただきます。

次に、今回の改定に伴い、支出等につきましてはどうなるのかという御

質問でございますが、報酬等の改定等に伴い、先の6月の総務委員会で住友委員さんからも御質問がございました、「金額等についてはどうなるのか」という質問に対してでございますが、今回の報酬等の処遇改善等による本市の負担額等については、本市消防団員数は、令和4年10月1日の時点での団員数は1,341人で、標準団員数の約3.3倍となっており、団員の階級の年額報酬につきまして試算いたしましたところ、令和5年度支払額は、あくまでも試算でございますが、約4,956万円。令和4年度と比較し、3,440万円の増となりましたが、交付税措置等により、市の実質的な負担は約879万円の増額になるものと見込んでおります。

なお、出勤報酬につきましては、出勤の班から団員への支給となるよう創設したことから、一概に市負担額の比較は難しいところではありますが、国の基準額どおりの改正のため、交付税措置の対象になるものと考えております。以上、お答えとさせていただきます。

久米委員長 よろしいですか。
ほかにありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

久米委員長 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。
これより、第15号議案を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

久米委員長 御異議なしと認めます。よって、『第15号議案 阿南市消防団条例の一部改正について』は原案のとおり可決されました。

質 疑 終 了 ・ 採 決
全 会 一 致 ・ 原 案 の と お り 可 決

第17号議案 令和4年度阿南市一般会計補正予算(第9号)について(関係部分)

久米委員長 次に、『第17号議案 令和4年度阿南市一般会計補正予算(第9号)について』のうち、本委員会に関係する部分を議題といたします。

なお、第17号議案については先の全員協議会で説明を受けておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

久米委員長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。よろしいですね。
これより、第17号議案を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

久米委員長 御異議なしと認めます。よって、『第17号議案 令和4年度阿南市一般会計補正予算(第9号)について』のうち、本委員会に係る部分は原案のとおり可決されました。

質 疑 終 了 ・ 採 決
全 会 一 致 ・ 原案のとおり可決

第23号議案 令和5年度阿南市一般会計予算について(関係部分)

久米委員長 続いて、『第23号議案 令和5年度阿南市一般会計予算について』のうち、本委員会に関する部分を議題といたします。

第23号議案につきましても先の全員協議会で説明を受けておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。佐々木委員。

佐々木委員 いくつかあります。まず、基金繰入金の中で、輝けあなんふるさと創造基金繰入金というのが廃止になっています。三つ廃止になっていて、総務関係がこの一つとお聞きしたんですが…。

久米委員長 何ページですか。

佐々木委員 32ページです。この基金を作ったときの理由、そして今回、廃止する理由を教えてください。

それと、47ページの、財産管理費の庁舎等管理費、清掃業務委託料の1,835万4,000円。この中で、私は丁寧にいつもお掃除をしていたので、通るときも声をかけながら通るのですが、その外側の、庁舎の外側で、せっかくきれいに作ってくれてある親水性のタイルにいっぱい、細くガムがついている。非常に目立つし、何でこんなところに捨てるのかと非常に憤りも湧いてくるのですが、そういうのを取る清掃はできないのでしょうか。この道具、細い、ちょっと道具で取って、私も個人的に取ってみたことがあります。ちょっと時間はかかりますけど何とか取れました。こういうのが入っているのかどうかというのと、今後、していくようにはできないのかということをお願いしたいのですが。

それと、54ページの文書情報管理費、12節です。弁護士相談委託料というのが145万2,000円あります。どういう仕事なのかということと、市役所にも弁護士の先生がいらっしゃって、こういう方にそのままお願いをしたら、特別には要らないのではないかと思ったりするのですが、それはそういうことにはならないのでしょうか。その委託料というのは、やはり特別に要るものなのかどうかを教えてください。

それと210ページの消防費、防災費です。危機管理課ですね。施設設備保守点検業務委託料と無線機器設置業務委託料、この業務の内容等について教えてください。とりあえず。

久米委員長 川端危機管理課長。

川端 課長 失礼します。危機管理課課長の川端でございます。佐々木委員さんの御質問に御答弁いたします。

210ページの施設設備保守点検業務でございますが、これにつきましては防災行政無線の保守点検となっております。

続きまして、無線機器設置業務委託料でございますが、これは羽ノ浦スポーツセンターの戸別受信機の再設置と、中島子局、赤池子局の増設となっております。以上、御答弁とさせていただきます。

久米委員長 山崎財政課長。

山崎 課長 財政課、山崎でございます。佐々木委員さんの御質問に御答弁いたします。

予算説明書の32ページのほうなのですが、基金の繰入金ということで、まず廃止目の表示ということなのですが、まず、前年度の輝けあなんふるさと創造基金繰入金893万円につきましては、まず令和3年度におきまして、基金の運用金を学校の遊具等に活用するというので、令和3年度当初では400万円を計上していたところだったのですが、令和3年度終了見込みをしたところ、約1,300万円ほど運用益が発生しましたので、その使っていない893万円の運用益を、令和4年度の当初予算、いわゆる、この表で申しますと、前年度で繰り入れるということで計上しておりました。令和5年度につきましては、繰り入れしての基金の活用は、今現在の予定としてはございませんのでゼロという表示となっております。ですので、繰り入れするときには費目名として発生しますし、繰り入れしないときは、いわゆる予算のルールとして廃止目という表示が出されてくるわけになっているところですので、以上、御答弁とさせていただきます。

久米委員長 田中総務課長。

田中 課長 総務課、田中でございます。佐々木委員の御質問にお答えします。

まず、庁舎等管理費の中の清掃業務委託料ということで1,835万4,000円、これにつきましては、市役所の構内の清掃業務、市役所の庁舎の清掃業務、庁舎の貯水槽の清掃業務、庁舎のガラスの清掃業務ということで、四つの業務ということになっております。

御質問のあったように、外の清掃に関しては、市役所の構内清掃業務ということで、年間46万円の予算がついています。これについてはNPO法人等々に入札をして行っておりますが、先ほどいわれていたような具体の業務については、現在のところ入っておりませんが、当然、交渉によってやれることもございますので、今後、検討してまいりたいと考えております。以上です。

弁護士の分については答弁を少しお待ちいただきたいと思います。

久米委員長 佐々木委員、今の答弁でよろしいですか。弁護士の件以外は。

佐々木委員 いいですか。基金の廃止目というのが、基金そのものを廃止するのではないということがわかりましたので、了とさせていただきます。ありがと

うございます。

ガムの清掃ですが、NPO法人に委託しているということで、ただ、ガムとかいうのは、すぐですと取りやすいとか、やはりタイミングもあって、せっかく、本当にきれいにできているタイルの上に、舗装の上に、非常に悲しみながらいつも見るんですが、その取る業務というのを、ぜひ、取れる清掃のかたちで発注というか、検討をしていただきたいと思いますので、ここのところはお願いしておきます。

防災無線の業務なのですが、施設設備保守点検業務委託料ということで、防災無線の、これは全体の保守点検になるんでしょうか。それで、よく、やはり防災無線に関しては音量に関してとか、聞こえが悪い、あるいは聞こえすぎてやかましい、それはもちろんあるんです。それで、あと聞こえが悪いときに例えば角度を変えてもらうとか、個別に行って状況を見てもらうというのもあるのですが、職員さんも行ってくださいんですけども、それらも全部含めた金額なのでしょうか。それで、改善するための業務としては、角度を変えるとか、いくつかあるかと思うのですが、市民の方に聞かれたときも、「そんないくつかの方法があるので、市に伝えておきます」といったりしますが、その方法について、もう少しあったら教えてください。

久米委員長 川端危機管理課長。

川端 課長 危機管理課の川端でございます。佐々木委員さんの御質問に御答弁させていただきます。

施設設備の保守点検業務につきましては、全体の部分をまかなっているところがございます。親局の設備であったり、消防本部の遠方遠隔制御設備であったりの保守点検業務となっているところがございます。

また、聞こえにくいところにつきましてはスピーカー等の故障も考えられるところがございますので、これにつきましては修繕費の中でまかなっているところがございます。以上、御答弁とさせていただきます。

久米委員長 よろしいですか、今の答弁は。弁護士のはどうなりましたか。

田中 課長 すみません。今、ちょっと考えをまとめておりますので、もう少しお待ちいただけたらと思います。

久米委員長 佐々木委員。

佐々木委員 ガムのことは検討していくということだったので、検討はしてもらわないといけないと思ったので、それは仕方ないかと思ったのですが、落ちて汚れていつているのがわかっている時点で何とかしないといけないと、まず思ってほしいんです。これ、ほとんどがそのまま、落ちたやつを踏んでいって、つぶれていくのを見ているだけという感じではないかと、そうではないかもしれませんが、なりやすいものですよね。ですから、こういうものはきれいに取っていこうというような、当然、その気持ちを持って掃除の委託とか、そういうことをやはり市のほうからしていくべきだと私は思うんです。ですから、検討していきますということの中に、これについて、ちゃんと、これは困るよなっていう、見て、何とかしないといけない

という、そういう感覚があったのかどうかを、まず聞きたいぐらいなんですよね。私の仕事ではないからという感じでは、もちろんないとは思いますが、庁舎管理としていかがですか。

久米委員長 田中総務課長。

田中 課長 総務課、田中です。

先ほどの佐々木委員さんの御質問なのですが、実際、状況を、うちのほうもどこまで把握しているのかというところではありますが、当然、清掃業務であるので清掃業者のほうはそういった、見つければ、きちんとした清掃を心掛けていくと思いますし、御指摘があれば発注者として、「こういうところがあるから気をつけてくださいね」というような指導は可能になってくるかと思しますので、委員さんの御指摘がございましたので、早速、その辺についてもお話ししていきたいと考えております。以上です。

久米委員長 佐々木委員。

佐々木委員 人が口から出したものなので、衛生的にも気をつけて、地面も傷めないように。清掃でちよくちよく見かけるのは、それをきれいにしようとして、逆に傷めてしまっているようなものをよく見るんです、ほかのところですね。ですから、そういう色々な配慮もしながら、せっかくのきれいな場所、それと、そのガムとかに非常に弱いような構造の敷石ですので、今後きちんと発注していただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

久米委員長 弁護士のこと、ちょっと後回しにします。よろしいですか。

佐々木委員 はい。

久米委員長 ほかに質問はありますか。水谷副委員長から通告がございますので、先にどうぞ。

水谷副委員長 予算説明書の49ページをお願いします。12の公共施設マネジメントアドバイザー委託料について質問いたします。今年度と来年度、ともに、354万2,000円が予算計上されています。今年度はこの予算計上により、トライアル・サウンディング事業やESCO事業などの公共施設マネジメントが推進されたと思うのですが、来年度の展望を教えてください。

久米委員長 吉岡行革デジタル戦略課長。

吉岡 課長 水谷副委員長の、公共施設マネジメントアドバイザーに関する御質問にお答えいたします。

本市では、公共施設マネジメントを適切に推進し、将来にわたり持続可能な行政運営を行っていきけるよう、公共施設における公民連携事業の実践、また、山積する行政課題に即応できる職員の養成を目的に、令和4年度から公共施設マネジメントアドバイザー業務を実施しております。今年度の業務内容といたしましては、公共施設マネジメントに関する研修会をはじめ、ESCO事業の導入検討に関する研修、検討会の実施や民間提案制度

の導入、運用、進捗管理に関する助言、その他公共施設マネジメントに関する事項の相談業務等を行っていただき、その一つの成果として、那賀川図書館へのE S C O事業の実施に向け、先日、優先交渉権者を決定したところであります。

御質問の来年度の展望といたしましては、引き続き公共施設へのE S C O事業の導入支援や新年度から募集開始を予定しております阿南市民間提案制度へのアドバイス等をいただき、本市の公共施設等総合管理計画や、行財政集中改革プランに掲げております公民連携事業をさらに推進してまいりたいと考えております。

また、現在、検討を進めております集約化・複合化施設整備に対しても、アドバイザーの助言等をいただきながら、課題解決に向け、積極的に取り組んでいくことで、公共施設マネジメントの適切な推進につなげていきたいと考えているところでございます。以上、お答えといたします。

久米委員長 水谷副委員長。

水谷副委員長 丁寧に御答弁ありがとうございました。公共施設の適切な使い方について、ぜひとも頑張ってください。

もう1問お願いします。予算説明書の48ページをお願いします。14の駐車場整備工事費450万円についてお伺いします。電気自動車充電スタンド設置費とのことですが、どこに整備予定でしょうか。

久米委員長 田中総務課長。

田中 課長 水谷副委員長の御質問にお答えします。

来年度以降に購入する電気自動車などの駐車場所は、阿南警察署東側の第1駐車場を考えております。電気自動車充電スタンドについても第1駐車場に設置する予定でございます。以上です。

久米委員長 水谷委員。

水谷副委員長 ありがとうございます。第1駐車場に設置予定とのことですが、地下駐車場にも既にE V車の充電スタンドが設置されています。地下駐車場の場合は監視カメラがつけられていて、また、午後6時には地下駐車場への入り口が閉まるので電気の盗難の可能性は低いと考えられますが、第1駐車場の場合、24時間出入りが可能だと思います。どのように対応されるおつもりでしょうか。

久米委員長 田中総務課長。

田中 課長 水谷副委員長の御質問にお答えします。

第1駐車場の電気の盗難について、どのように対応するかということですが、第1駐車場に新たに設置する充電スタンドにつきましては、盗電の防止対策として施錠ができるカバー付きのコンセントを使用したいと考えております。また、カバー付きコンセントを設置しても盗電が防げなかった場合、夜間については第1駐車場全体を施錠することなども検討したいと考えております。以上でございます。

久米委員長 よろしいですか。田中総務課長。

田中 課長 先ほどの佐々木委員からの、弁護士の相談委託料についての御質問でございますが、弁護士の相談業務は行政事務執行上、市民等との間で問題が生じた際等に、法的見地から相談、助言をいただくためのものであり、ときには訴訟に発展する場合もあることから、代理人として訴訟対応を前提として行っている面も備えております。また、現在、法令室にいる弁護士資格を持った職員については、あくまでも職員であって、第三者に対抗するためにはきちっと弁護士に委託する必要があると考えております。以上でございます。

久米委員長 よろしいですか。
ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

久米委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
これより、第23号議案を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

久米委員長 御異議なしと認めます。よって、『第23号議案 令和5年度阿南市一般会計予算について』のうち、本委員会に関係する部分は原案のとおり可決されました。

質 疑 終 了 ・ 採 決
全 会 一 致 ・ 原 案 の と お り 可 決

第27号議案 令和5年度阿南市加茂谷財産区運営事業特別会計予算について

第28号議案 令和5年度阿南市伊島財産区運営事業特別会計予算について

久米委員長 次に『第27号議案 令和5年度阿南市加茂谷財産区運営事業特別会計予算について』と、『第28号議案 令和5年度阿南市伊島財産区運営事業特別会計予算について』を一括して議題といたします。理事者の説明を求めます。田中総務課長。

【理事者説明 田中 総務課長】

久米委員長 理事者の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

久米委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
これより、第27号議案を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

久米委員長 御異議なしと認めます。よって、『第27号議案 令和5年度阿南市加茂谷財産区運営事業特別会計予算について』は原案のとおり可決されました。

質 疑 終 了 ・ 採 決
全 会 一 致 ・ 原 案 の と お り 可 決

久米委員長 次に、第28号議案を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

久米委員長 御異議なしと認めます。よって、『第28号議案 令和5年度阿南市伊島財産区運営事業特別会計予算について』は原案のとおり可決されました。

質 疑 終 了 ・ 採 決
全 会 一 致 ・ 原 案 の と お り 可 決

久米委員長 ここで、お昼休憩といたします。午後1時から再開いたします。

休 憩 11:59～12:58

久米委員長 それでは、午前に引き続き、会議を開きます。

第43号議案 新たに生じた土地の確認について

第44号議案 字の設定について

久米委員長 『第43号議案 新たに生じた土地の確認について』及び『第44号議案 字の設定について』を一括して議題とします。理事者の説明を求めま

す。東企画政策課長。

【理事者説明 東 企画政策課長】

久米委員長 　ただ今、理事者の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。沢本委員。

沢本 委員 　教えていただきたいのですが、ここの土地が埋め立てされる目的というか、されるに至った経緯みたいなものを教えていただけたらと思います。

久米委員長 　東企画政策課長。

東 課長 　企画政策課、東でございます。御質問にお答えします。
本埋め立て事業に係る区域は既設岸壁の損傷や埋め立て工事による利用制限により取り扱い貨物量が減少しており、利用者に大きな影響を与えているため、早期に整備することが求められておりました。このため、区域全体を3区域に分割し、平成28年に90メートルを、ふ頭用地として完成、令和元年に60メートルを供用させることにより、早期の事業効果発現を図ることにしました。今回は区域全体を3区域に分割したうちの3工区、60メートルを暫定供用しております。以上、お答えいたします。

久米委員長 　よろしいですか。
ほかにありませんか。佐々木委員。

佐々木委員 　家からも大きな砂杭を、船とかが来て、以前工事をしていたので、工事をしているんだなという感じは町ではわかりましたが、ちょっと教えてもらいたいのですが、これ、損傷したのがだいぶ昔にあって、がぼっと落ちましたよね、何か。その落ちたときに見に行くと、中が空洞みたいな感じ、ある程度、ちょっと傷んでいたのかな。全部がきちんとした陸地というイメージではなく、上の板、コンクリは陸地を作っているんですが、その下が空いているような感じに、遠目に見えたんですが、今回はきちんと、どのような工法になっているのかというのは、市ではわかりませんか。

久米委員長 　東企画政策課長。

東 課長 　企画政策課、東でございます。佐々木委員さんの質問にお答えいたします。

事業主体者が徳島県でございますので、今、資料を持ち合わせておりません。後日、県に確認いたしまして、お答えさせていただきたいと思えます。よろしいでしょうか。

久米委員長 　佐々木委員。

佐々木委員 　はい。

久米委員長 　ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

久米委員長　それでは、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
これより、第43号議案を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

久米委員長　御異議なしと認めます。よって、『第43号議案 新たに生じた土地の確認について』は原案のとおり可決されました。

質 疑 終 了 ・ 採 決
全 会 一 致 ・ 原 案 の と お り 可 決

久米委員長　続いて、第44号議案を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

久米委員長　御異議なしと認めます。よって、『第44号議案 字の設定について』は原案のとおり可決されました。

質 疑 終 了 ・ 採 決
全 会 一 致 ・ 原 案 の と お り 可 決

久米委員長　以上で、総務委員会に付託されました案件の審査が終了いたしました。

一 般 質 問

久米委員長　ただ今から、本委員会の所管に係る一般的な事項についての質問をお受けしたいと思います。ありませんか。山崎委員。

山崎 委員　まず1点が、市民生活課の前に手数料の新しい機械が置かれて、この間、初めて利用しました。使ってみて非常にいいなど。それと、いわゆる、今、ちょうどマイナンバーでたくさんカードを発行して、ポイントもらっていますよね。そういったポイントも、私の場合はdポイントだったのですが、使えるようになっていました。それは今の、これからの時代にあった対応だと思うのですが、一つ、1点で、今まで現金が基本的なもので、収納の流れがわかっていたのですが、あの機械を設置することによって阿波銀行さんの支店が、いつ正式に閉鎖になるのか。その時期と、閉鎖することによって手数料の収納と、あるいは税金の関係で、今までは終了の時間が決まっていたのですが、多分、うちの窓口は、基本は5時ぐらいまで手数料

の収入ができると思うんです。そこの手順がどうなっているのか。それと、ポイントが、会計のうえで、お金が決済されて入ってくる先と、いつの時点で現金化になって入金 of 時期になるのか。特に、会計閉鎖をするときにどういうふうに、時間的なずれが起こると思う。今は現金だから、阿波銀行に収納されたときとか、金融機関の窓口で納付されて、1日、2日の誤差があるとか、これはわかるのですが、そういった、税金にしる、コンビニ、あるいはそういったところに入ってくるときの決算の、どんな状態でされているのか、まずお教えいただきたい。

久米委員長 小原会計課長。

小原 課長 会計課、小原でございます。よろしくお願ひいたします。山崎委員さんの御質問にお答をいたします。

順番にですが、まず阿波銀行の1階の派出窓口の廃止の時期についてでございますが、令和5年5月31日をもって廃止を予定しております。

あと、御質問の、市民生活課のセルフレジでございますが、御利用いただいておりますが、それを利用した場合の市のほうへの歳入金の流れでございますが、こちらにつきましては、まず従来の現金の納付でございましたら、窓口納付がなされた金融機関から本市の指定金融機関であります阿波銀行のほうへ送金がなされて、集約されて、市の歳入の処理をしております。一方、クレジット等を利用された場合の流れといたしましては、地方自治法の規定によりまして、指定納付受託者の制度というのがございまして、こちらにおいて、クレジットを一つ例に取りますと、クレジット等の会社に納付される方が、クレジット等の会社に委託をします。それにおいて、そのあと、指定納付受託者という、送金をする、これも自治法の規定によりまして、納付の事務をすることができるということになっておりますので、その指定納付受託者が市の指定金融機関であります阿波銀行のほうへ、納付される方の代わりに支払いをして、阿波銀行のほうへ納付をされて、あとは歳入の処理ということになっていきます。

あと、もう一点ですが、決済をした場合の収納金の時期はいつかということでございますが、こちら、市民生活課のほうで契約をしてございますが、伺っておりますのは、毎月末日を締日として集計して、翌月の末日までに一括して市が指定する口座に振り込むというような要件にしているようでございます。

決算の関係についての日程のずれでございますが、少しお待ちください。

失礼いたしました。引き続き、御答弁申し上げます。出納閉鎖の時期の、その時期的なずれでございますが、こちらにつきましても、末日までに、締日として集計して振り込むということですので、末日の分が歳入として入るというようなことになろうかと思ひます。以上、御答弁といたします。

久米委員長 山崎委員。

山崎 委員 決算で、未締めでいって翌日だったら、出納閉鎖する日はどうなるのですか。翌年度の収入に計上されるのか、1カ月分が。その点教えてください。

久米委員長 小原会計課長。

小原 課長 会計課、小原でございます。山崎委員さんの御質問にお答えをいたします。

先ほどの、末日までに振り込むということですので、出納閉鎖期間の5月末日までに振り込まれたものが、出納閉鎖期間、4月、5月の分が、5月の末までに振り込まれた分が決算の分として上がりますので、末までに振り込まれたものが決算になるということでございます。以上、お答えいたします。

久米委員長 山崎委員。

山崎 委員 条例改正もあって、時代の流れが機械化されていって、それに事務のほうがあとからついていくようなかたちに、民間の金融機関、クレジット会社、どんどん進んでいますから、やっぱりそれに合わせてこちらも変えていかなければならないので条例改正をしていると思うのですが、私が一番困ると思うのが、税金が、窓口で、今までは阿波銀行のところで納付できていたのが、どうも、隣の会計課で現金を預かるようなかたちになることなのですが、件数はしれているかもしれませんが、5時寸前に来られたら、市民生活課のほうも、機械をどういうふう処理して、ポイントと現金とクレジットだったかな、そういう処理をして会計のほうに持っていくと思いますが、夕方に、非常に混雑するのではないかな、そのような気がします。それで、締め切りが5時といていたように思うのですが、5時で、終わる時間が5時15分。職員さんも、今、働き方改革でやっているのに、もうちょっと時間的余裕って、現金ってなかなか合わせられない部分があるので、締めの時間は、現実には早くしないと、すぐ残業、それこそ、毎日、毎日10分といっても、ひと月にしたら大きな時間になるじゃないですか、サービス残業。そういう意味では、締めの時間を、どうせ翌日の納付になるのですから、締めの時間をもう少し早めて、そうしないと無理が生じてくるのではないかと思います。

それと、やっぱりその点は、納付できる手数料、税金、やっぱり広報で事前に何時何分までですよと、市民の方に事前にいっていくことが大事ではないかと。知らなくて、窓口に来て、「受けられません」といわれたら、市民の方だって、持ってきて怒りますよ。そうした意味で、取り扱い時間を短くすると、やっぱり広報をどうするか。その点、考慮していただきたいと思います。これはもう要望にしておきます。

それともう1点、第9号議案との関連もあるんですが、最近、私、よく聞かれるのは、うちの市役所前の、大変、ある意味便利です。それと、よく聞かれるのは、阿南市の税金を使って庁舎を建てて、建てた建物を市外の方が同じ条件で使うのはおかしいのではないかと。商売をされている方は、やはりそれなりに苦労されて、今、現在、昔、よくやっていた店も辞めています、営業のことを考えたら。利益が出ないと商売できませんから。今、確か試行期間中ということで、1回、延長しました。私、次のときはきちんと、今、営業をされる方にどういう影響を受けているか、売り上げが落ちているとか、そういう調査をしたうえで、私は本格運用にしなければならぬと思う。駐車場代が対応できていないという話もしました。今、ほとんど、手数料的なものはなしにやっていると思いますが、やはり正式に運用するのであれば、地元の商売人の方と渡り合うぐらいの、やっぱり手数料は取っていかないと。引下げばかり、確かに提案型で、地元効果が

あるという提案がされたら採用されるでしょう。一方で、固定資産税の軽減措置は、各企業さんが設備投資したものについて、資料もいただいて、なおかつ地元効果があるということで、審議会にかけて、固定資産税の減免を図っていると思う。やはり、今のシステム、今日の条例は、最後はいいませんでした、やっぱり何割減免、50%が7割、そのくらいの基準をもっと明確にしていだかないと、われわれもやっぱり、市民の方からすぐに聞かれますよ、「どうなっているんだ」と。やはり地元企業と同一条件で商売できるようにしないと、商売人の方は「行政が何をしているんだ」と、こういうこと、最近、私、非常にいわれます。そういうことも、これも答弁しにくいだろうし、十分考慮して、今後の行政運営にあたっていただきたいと思います。以上です。

久米委員長　ほかにありませんか。沢本委員。

沢本　委員　通告をさせていただいていなかったのも、要望でさせていただきます。傍聴をゆるさされている会議が、公開されている会議がいくつかあるかと思えます。教育委員会も市長部局も含めて。その傍聴に私も何回か足を運ばせていただいたんですが、その傍聴席に資料の用意が、その会議で使われている資料が用意されている会議と、されていない会議とがあります。その会議の中ではその資料を見せてもらえるんですけど、「置いて帰ってください」といわれた会議もありました。今日、情報公開、別物ですけど、仮に市民の方が関心を持って傍聴に来られたときに、その会議で話されている中で、「資料何ページのどこそこにある」という会話があったんですが、それは資料がないと何の話がされているのか全くわからないという状況もありまして、でき得ることなら、なかなかデリケートな内容の資料もあるかと思えますが、それと、傍聴の方が何人いらっしゃるかわからない中で、いくら部数を用意すればいいのかという御判断もあるかと思うんですが、1部ないし2部、3部、そんなにロスにならない程度ぐらいの資料は用意を、傍聴を許可されている会で用意をいただけたらと思います。要望とさせていただきます。お願いいたします。

久米委員長　ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

久米委員長　これにて質問を終了いたしまして、所管に係る一般質問を終結いたします。

閉会に当たり、表原市長から御挨拶を受けたいと思います。表原市長。

表原　市長　本日は大変長時間にわたりまして、総務委員会を開催いただき誠にありがとうございました。そして、提案させていただきました案件につきましては、全て原案の通り御承認を賜り、厚く御礼を申し上げます。御審議の過程で賜りました数々の御意見、御提言につきましては十分に検討し、今後の市政運営に活かしてまいりたいと存じております。本日は誠にありがとうございました。

久米委員長　これをもちまして、総務委員会を終了いたします。

閉 会 1 3 : 2 5
